

厚生労働省岩手労働局発表

令和8年7月21日（火）

【照会先】

岩手労働局労働基準部健康安全課
課長 田上博教
課長補佐 千田智勝
（電話） 019-604-3007

報道関係者 各位

令和8年1月～6月分の労働災害発生状況（速報値）を公表します

～令和8年1月～6月の死傷者数は前年同期比で1.6%の増加～

岩手労働局（局長 川又 修司）は、令和8年1月～6月の県内の労働災害による死亡者数と死傷者数（休業4日以上）の状況を取りまとめました。

【令和8年（1～6月）の労働災害発生状況について】

令和8年1月～6月の死亡者数は3人で、前年同期比で1人の増加、死傷者数（6月末現在の速報値）は633人で、前年同期比で10人（1.6%）の増加となっています。

この上半期の労働災害発生状況について、業種別（大分類）では、畜産水産業、製造業など多くの業種で増加している一方、建設業及び運輸交通業においては大きく減少しています。

また、事故の型別では、はさまれ・巻き込まれ、墜落・転落など8つの型が減少した一方、転倒、飛来・落下など8つの型で増加しています。特に、冬季の季節要因による転倒災害が大きく増加しています。

なお、年齢別では、50代以上が約6割を占めています。また、転倒災害に限定すると、50代以上が7割以上を占めています。

【今後の取組について】

本年下半期においても、計画4年目となる第14次労働災害防止計画（令和5年度～令和9年度）に基づく労働災害防止のための各種取組を推進してまいります。

その際、転倒災害が多く発生しており、特に高年齢者に多いことを踏まえ引き続き「高年齢者の労働災害防止のための指針」（エイジフレンドリー指針）に基づく措置の周知・指導とともにエイジフレンドリー補助金の活用を促し、転倒災害を含む高年齢者の労働災害防止を推進します。

また、これから1年間で最も暑い時期に入り熱中症のリスクが高くなることも踏まえ引き続き、展開中の「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」（5月～9月）において、暑さ指数（WBGT値）の把握、早期発見のための体制整備など熱中症予防対策を働きかけてまいります。

I 令和8年（1月～6月）の労働災害発生状況（令和8年6月末現在の速報値）

1 死亡災害【表1】（P. 3）

（1）全業種合計

全業種合計の死亡者数は3人で、前年同期と比べ1人の増加となっています。

（2）業種別の状況

業種は、「製造業」、「運輸交通業」、「農林業」がそれぞれ1人となっています。

2 死傷災害（休業4日以上）

（1）全業種合計【表2】（P. 4）

全業種合計の死傷者数は633人で、前年同期比で10人（1.6%）の増加となっています。

（2）業種別の状況〔大分類〕【表2】（P. 4）、【グラフ1】（P. 5）

① 前年同期比で増加数の多い順に、「畜産水産業」36人（前年同期比+15人、+71.4%）、次いで、「製造業」134人（同+7人、+5.5%）、「接客娯楽業」38人（同+6人、+18.8%）、「商業」97人（同+5人、+5.4%）、「保健衛生業」75人（同+4人、+5.6%）などとなっています。

② 前年同期比で減少したのは、「運輸交通業」63人（前年同期比-19人、-23.2%）、「建設業」71人（同-11人、-13.4%）となっています。

（3）事故の型別状況【グラフ2】（P. 5）、【参考3】（P. 8）

最も多い事故の型は「転倒」によるもので、249人（39.3%）となっています。次いで、「墜落・転落」90人（14.2%）、「動作の反動・無理な動作」56人（8.8%）、「はさまれ・巻き込まれ」53人（8.4%）となっています。その他は、「飛来・落下」35人（5.5%）、「激突」31人（4.9%）、「切れ・こすれ」30人（4.7%）、「激突され」26人（4.1%）、「交通事故（道路）」24人（3.8%）などとなっています。

（4）年齢別の状況【参考2】（P. 7）

50代以上が381人（全業種合計の60.2%）となっています。また、転倒災害については、50代以上が249人中180人と72.3%を占めています。

3 新型コロナウイルス感染症による労働災害【別表】（P. 9）

新型コロナウイルス感染症による労働災害は58人で、前年同期比で29人の増加となっています。

II 今後の取組について

本年下半期においても、計画4年目となる第14次労働災害防止計画（令和5年度～令和9年度）に基づく労働災害防止のための各種取組を推進してまいります。

その際、転倒災害が多く発生しており、特に高年齢者に多いことを踏まえ引き続き「高年齢者の労働災害防止のための指針」（エイジフレンドリー指針）に基づく措置の周知・指

導とともにエイジフレンドリー補助金の活用を促し、転倒災害を含む高年齢者の労働災害防止を推進します。

また、これから１年間で最も暑い時期に入り熱中症のリスクが高くなることも踏まえ引き続き、展開中の「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」（５月～９月）において、暑さ指数（WBGT値）の把握、早期発見のための体制整備など熱中症予防対策を働きかけてまいります。

【表1】

令和8年 死亡災害発生状況（令和8年6月末日現在）

岩手労働局

番号	署別	業 種	発 生 月	曜 日	性 別	年 齢 (経験期間)	事故の型	起因物	災害発生の概要
1	花巻	運輸交通業 (道路貨物運送業)	2月	日	男	50歳代 (30年以上)	交通事故 (道路)	トラック	トラックで東北自動車道を走行中、タイヤがバーストし、路肩に駐車して車から降り車両前方を移動中、大型トラックが追突し、押し出された自車に轢かれた。
2	盛岡	農林業 (林業)	2月	月	男	80歳代 (30年以上)	飛来、落下	立木等	斜面の立木をチェーンソーで伐倒する際、当該伐倒木とは別の立木とつる絡みしていたため、当該別の立木が折れて飛来し、被災者の頭部に激突した。
3	大船渡	製造業 (化学工業)	4月	月	男	30歳代 (1年以上 10年未満)	崩壊、倒壊	荷姿のもの	積み上げられたフレコンバッグ上で在庫確認作業を行っていたところ、フレコンバッグ(約600kg)が被災者側に崩壊し下敷きとなった。

業種などの内訳

業種別	製造業 1人 (1人)	鉱業 0人 (0人)	建設業 0人 (0人)	運輸交通業 1人 (0人)	林業 1人 (0人)	商業 0人 (0人)	左記以外 0人 (1人)	3人 (2人)
監督署別	盛岡 1人 (1人)	宮古 0人 (0人)	釜石 0人 (0人)	花巻 1人 (0人)	一関 0人 (1人)	大船渡 1人 (0人)	二戸 0人 (0人)	
事故の型別	墜落・転落 0人 (2人)	転倒 0人 (0人)	飛来・落下 1人 (0人)	崩壊・倒壊 1人 (0人)	激突され 0人 (0人)	はさまれ・巻き込まれ 0人 (0人)	切れ・こすれ 0人 (0人)	
	破裂 0人 (0人)	高温の物との接触 0人 (0人)	激突 0人 (0人)	感電 0人 (0人)	有害物等との接触 0人 (0人)	交通事故(道路) 1人 (0人)	その他 0人 (0人)	

注：()内は前年同期

【表2】

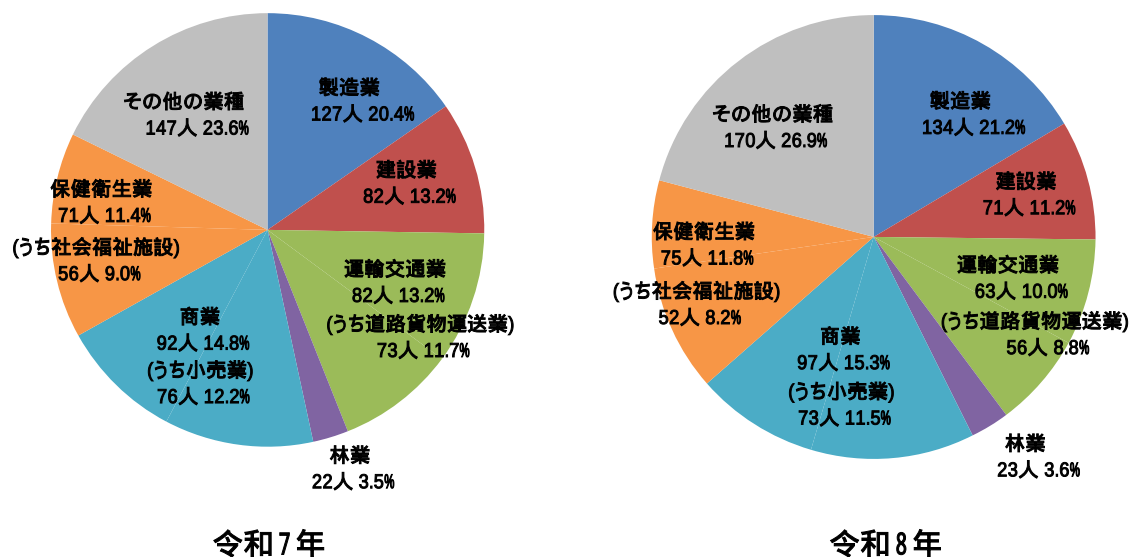
令和8年 労働災害発生状況（休業4日以上の死傷者数）

令和8年1月～6月

岩手労働局

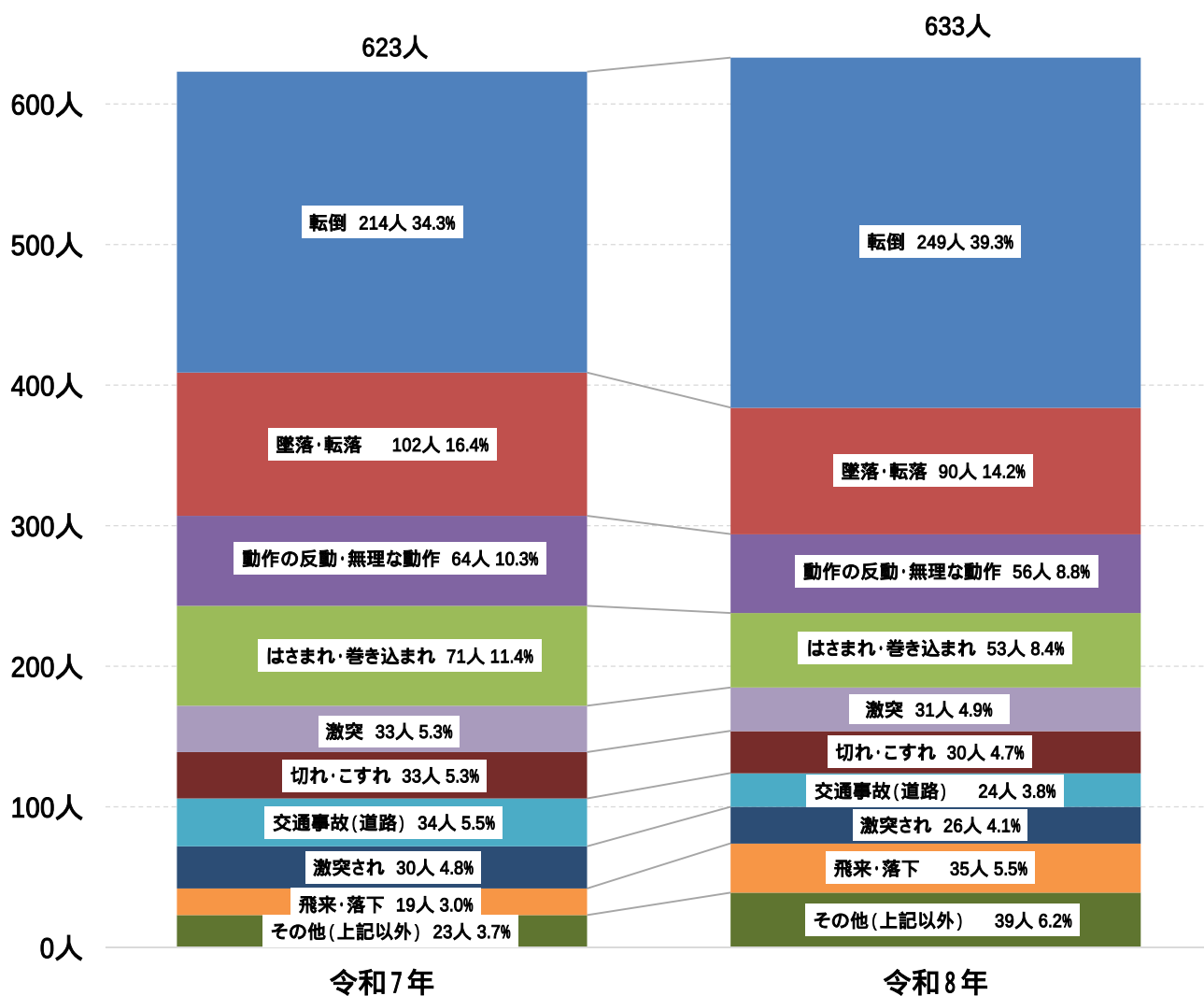
業 種		岩手局			盛岡署	宮古署	釜石署	花巻署	一関署	大船渡署	二戸署
		令和8年	令和7年	増減数							
製 造 業	食料品	10 (3)	8 (2)	2	1 (1)	1	5 (1)			2 (1)	1
	水産食料品	40 (10)	35 (12)	5	13 (3)	1	1	11 (5)	4	2	8 (2)
	繊維・衣服その他繊維製品	2 (1)	3	-1					1 (1)	1	
	木材・木製品、家具・装備品	11 (2)	14 (1)	-3	2 (1)	3 (1)	1		1 (1)	3	2
	パルプ・紙、印刷・製本	3 (2)	4	-1	2 (1)						
	化学工業	9 (2)	10	-1	1 (1)	2	1	4 (1)		1	
	窯業土石	4 (2)	3 (1)	1				2 (1)			2 (1)
	鉄鋼業、非鉄金属	4 (1)	5 (2)	-1				4 (1)			
	金属製品	12 (4)	11 (4)	1	2	2 (1)		5 (2)	3 (1)		
	一般機械器具	10 (2)	12 (6)	-2	2 (1)			8 (1)			
	電気機械器具	8 (5)	4 (2)	4	1 (1)		1	5 (4)			1
	輸送用機械製造	10 (1)	5 (1)	5				4 (1)	2	3	1
	電気・ガス		2 (2)	-2							
	その他の製造	11 (4)	11 (4)	0	4 (3)			3	1	1 (1)	2
	小 計	134 (39)	127 (37)	7	28 (12)	9 (2)	9 (1)	46 (16)	12 (3)	13 (2)	17 (3)
鉱業		1	1	0	1						
建 設 業	土木工事	30 (5)	27 (5)	3	11 (1)	6 (1)		7 (3)	2	1	3
	鉄骨・鉄筋家屋	9 (3)	6 (4)	3	2		1	3 (1)			3 (2)
	建築工事	8 (1)	27 (7)	-19	5 (1)			1	1		1
	その他の建築工事	16 (5)	10	6	4 (2)		1 (1)	4	2 (1)		5 (1)
	その他の建設	8 (2)	12 (3)	-4	6 (2)	1			1		
運輸 交通業	小 計	71 (16)	82 (19)	-11	28 (6)	7 (1)	2 (1)	15 (4)	6 (1)	1	12 (3)
	道路貨物運送業	56 (14)	73 (14)	-17	23 (10)	1	1	23 (3)	6 (1)	2	
貨物取扱	その他の運輸交通業	7 (5)	9 (5)	-2	5 (3)			1 (1)			1 (1)
		1		1	1						
農林業	農業	10 (3)	11 (2)	-1	6	1 (1)		1 (1)		1	1 (1)
	林業	23 (2)	22 (2)	1	7 (1)	3	3 (1)	2	1	2	5
畜産 水産業	畜産業	30 (8)	16 (2)	14	13 (3)		2	3	2	1	9 (5)
	水産業	6 (1)	5 (1)	1		1	1			3	1 (1)
商業	小売業	73 (52)	76 (43)	-3	39 (26)	1 (1)	2	20 (16)	8 (6)	1 (1)	2 (2)
	その他の商業	24 (12)	16 (6)	8	13 (8)			10 (3)	1 (1)		
通信業		9 (2)	8 (4)	1	4			1 (1)	2	1	1 (1)
	社会福祉施設	52 (26)	56 (19)	-4	11 (5)	2	3 (3)	19 (8)	6 (4)	5 (3)	6 (3)
保健 衛生業	その他の保健衛生業	23 (12)	15 (7)	8	7 (2)		3 (1)	7 (3)	2 (2)	1 (1)	3 (3)
	旅館業	12 (7)	14 (9)	-2	8 (4)			3 (2)			1 (1)
接客 娯楽業	飲食店	15 (5)	13 (6)	2	8 (1)			2 (1)	4 (3)	1	
	その他の接客娯楽業	11 (6)	5 (2)	6	9 (5)				1		1 (1)
その他	ビルメンテナンス業	28 (16)	23 (19)	5	21 (12)			5 (2)	2 (2)		
	その他(上記以外の全ての業種)	47 (23)	51 (17)	-4	20 (9)		3 (1)	15 (8)	2	3 (2)	4 (3)
合 計		633 (249)	623 (214)	10	252 (107)	25 (5)	29 (8)	173 (69)	55 (23)	35 (9)	64 (28)
(注) 令和8年は令和8年6月末の速報値、令和7年は令和7年6月末の速報値です。					223 (75)	33 (8)	39 (11)	173 (68)	71 (28)	30 (6)	54 (18)
○内は死亡者数(内数)です。()内は転倒災害者数(内数)です。					29	-8	-10	0	-16	5	10
新型コロナウイルス感染症による死傷者を除く。					13.0%	-24.2%	-25.6%	0.0%	-22.5%	16.7%	18.5%

【グラフ1】 令和7年・令和8年 業種別労働災害発生状況 *



* 令和7年は令和7年6月末の速報値、令和8年は令和8年6月末の速報値

【グラフ2】 令和7年・令和8年 事故の型別労働災害発生状況 *



* 令和7年は令和7年6月末の速報値、令和8年は令和8年6月末の速報値

○内は死亡者数(内数)

【参考1】

令和8年1月～6月

令和8年 労働災害発生状況（休業4日以上の死傷者数）〔月別発生状況〕

岩手労働局

業 種		当年累計	前年同期	対前年同期 増減数 増減率		月 別 発 生 状 況											
						1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
製 造 業	食料品	10 (3)	8 (2)	2	25.0%	2 (1)		3 (1)	1 (1)	1	3						
	水産食料品																
	上記以外の食料品	40 (10)	35 (12)	5	14.3%	11 (4)	15 (6)	5	4	2	3						
	繊維・衣服その他繊維製品	2 (1)	3	-1	-33.3%	1 (1)					1						
	木材・木製品、家具・装備品	11 (2)	14 (1)	-3	-21.4%	4 (2)	3		2		2						
	パルプ・紙、印刷・製本	3 (2)	4	-1	-25.0%	2 (2)	1										
	化学工業	9 (2)	10	-1	-10.0%	3 (2)	1	1	2	2							
	窯業土石	4 (2)	3 (1)	1	33.3%	1	1		2 (2)								
	鉄鋼業、非鉄金属	4 (1)	5 (2)	-1	-20.0%	1 (1)	2		1								
	金属製品	12 (4)	11 (4)	1	9.1%	4 (1)	2 (1)	1	4 (1)		1 (1)						
	一般機械器具	10 (2)	12 (6)	-2	-16.7%	4 (2)	1	2	1	1	1						
	電気機械器具	8 (5)	4 (2)	4	100.0%	5 (5)	3										
	輸送用機械製造	10 (1)	5 (1)	5	100.0%	2 (1)	3		3	1	1						
	電気・ガス		2 (2)	-2													
	その他の製造	11 (4)	11 (4)	0	0.0%	4 (3)	1	3	1	1	1 (1)						
小 計		134 (39)	127 (37)	7	5.5%	44 (25)	33 (7)	15 (1)	21 (4)	8	13 (2)						
建設業		1	1 (1)	0	0.0%	1											
建 設 業	土木工事	30 (5)	27 (5)	3	11.1%	10 (2)	8	2 (1)	2 (1)	6	2 (1)						
	鉄骨・鉄筋家屋	9 (3)	6 (4)	3	50.0%	2 (2)	1 (1)	1	3	1	1						
	木造家屋	8 (1)	27 (7)	-19	-70.4%	2		1	1	1	3 (1)						
	工務	16 (5)	10	6	60.0%	3 (1)	3 (1)	4 (2)	3	2 (1)	1						
	その他の建築工事	8 (2)	12 (3)	-4	-33.3%	2 (1)	2 (1)	1	1	2							
	小 計	71 (16)	82 (19)	-11	-13.4%	19 (6)	14 (3)	9 (3)	10 (1)	12 (1)	7 (2)						
	道路・河川・港湾・空港・その他の交通・運輸	56 (14)	73 (14)	-17	-23.3%	21 (9)	7 (1)	7 (1)	6	9 (3)	6 (1)						
	その他の建設	7 (5)	9 (5)	-2	-22.2%	4 (3)	1 (1)		2 (1)								
	運輸																
	交通																
運輸		1	1	0	0.0%						1						
商 業	農林業	10 (3)	11 (2)	-1	-9.1%	2	1	1	1	3 (2)	2 (1)						
	林業	23 (2)	22 (2)	1	4.5%	5	4	6 (1)	4	2 (1)	2						
	畜産	30 (8)	16 (2)	14	87.5%	8 (4)	7 (1)	3 (2)	6	2	4 (1)						
	水産	6 (1)	5 (1)	1	20.0%	2		1	1		2 (1)						
	小売業	73 (52)	76 (43)	-3	-3.9%	35 (32)	12 (9)	10 (4)	8 (3)	4 (1)	4 (3)						
	その他の商業	24 (12)	16 (6)	8	50.0%	13 (9)	5 (2)	2 (1)	2	2							
	小 計	9 (2)	8 (4)	1	12.5%	6 (2)	2	1									
	社会福祉施設	52 (26)	56 (19)	-4	-7.1%	16 (12)	10 (5)	11 (5)	7 (2)	5 (1)	3 (1)						
	その他の保健衛生業	23 (12)	15 (7)	8	53.3%	4 (3)	1 (1)	8 (4)	3 (2)	2 (1)	5 (1)						
	旅館業	12 (7)	14 (9)	-2	-14.3%	5 (3)	2 (1)	4 (3)	1								
其 他	飲食店	15 (5)	13 (6)	2	15.4%	5 (3)		5 (1)	1 (1)	3	1						
	その他の接客娯楽業	11 (6)	5 (2)	6	120.0%	3 (3)	3 (2)	1 (1)	1	2	1						
	ビルメンテナンス業	28 (16)	23 (19)	5	21.7%	8 (6)	9 (5)	1	3 (2)	6 (3)	1						
	その他（上記以外の全ての業種）	47 (23)	51 (17)	-4	-7.8%	19 (14)	7 (4)	5 (1)	8 (2)	3	5 (2)						
合 計		633 (249)	623 (214)	10	1.6%	220 (133)	118 (42)	90 (28)	85 (18)	63 (13)	57 (15)						

（注） 当年累計は令和8年6月末の速報値、前年同期は令和7年6月末の速報値です。
 ○内は死亡者数（内訳）です。 （ ）内は転倒災害者数（内訳）です。
 新型コロナウイルス感染症による死傷者を除く。

【参考2】

令和8年 労働災害発生状況（休業4日以上の死傷者数）〔年齢別発生状況〕

岩手労働局

令和8年1月～6月

業 種		年 齢 別 発 生 状 況												当年累計	
		19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上	
製 造 業	食料品			1	1	1	2		1		1 (1)	2 (1)		1 (1)	
	水産食料品			3	2		3		4 (1)	8 (3)	4	1 (1)	1		
	上記以外の食料品			1 (1)						1					
	繊維・衣服その他繊維製品			1											
	木材・木製品、家具・装備品			1		1 (1)		1	1 (1)	3	2		2		
	パルプ・紙、印刷・製本							2 (1)				1 (1)			
	化学工業		1	1	2	1		1 (1)	1 (1)	1	1				
	窯業・土石			1				1		2 (4)					
	鉄鋼業、非鉄金属							1	1	2 (4)					
	金属製品		1			2 (1)		1	1 (1)	4 (1)	1		2 (1)		
	一般機械器具			2	1	1	1	2	1	1 (1)	1 (1)				
	電気機械器具					1	2 (1)		2 (1)	2 (2)	1 (1)				
	輸送用機械製造		1		1	3	1 (1)	2		1		1			
建 設 業	電気・ガス														
	その他の製造						4	2 (1)	1		2 (2)	1 (1)	1		
	小 計		8 (1)	10 (2)	7	13 (4)	13 (4)	19 (6)	13 (6)	25 (9)	13 (5)	6 (4)	6 (1)	1 (1)	
	土木工事		1	1 (1)	1		2	6 (1)	2	1	3 (2)	3	2 (1)	3	
	鉄骨・鉄筋家屋		1 (1)	1				2 (1)			4 (1)		1		
	建築工事	1 (1)		2		1	2			1		1			
	木造家屋														
	その他の建築工事		1 (1)		3 (4)	2	1	2 (1)	2 (1)		2 (1)	2	1		
	その他の建設			2 (1)	1		1	1	1	1 (1)			1		
	小 計	1 (1)	3 (2)	6 (2)	5 (1)	8	6	11 (3)	5 (1)	3 (1)	9 (4)	6	5 (1)	3	
	運路貨物運送業		2		1 (1)	4	2	7 (2)	15 (5)	10 (2)	12 (3)	2 (1)	1		
	交通業														
	その他の運輸交通業								1 (1)	1	2 (2)	2 (2)	1		
商 業	貨物取扱									1					
	1														
	農業			1	1 (1)		1		2	1 (1)		1		3 (1)	
	農林業						1	1	2	5	6 (1)	2		2	
	林業		1			2 (1)									
	畜産業	1		4	4	1	5 (3)	2	4 (1)	3 (1)	3 (2)	3 (1)			
	水産業					1			1	3 (1)	1				
	小売業	1		4 (2)	3 (1)	3	3 (1)	11 (9)	11 (6)	6 (5)	11 (10)	13 (10)	2 (2)	5 (5)	
	その他の商業			1	1 (1)		5 (1)	1	9 (4)	4 (3)	1 (1)	1 (1)		1 (1)	
	小売業			1		1 (1)	2	1 (1)		1	2	1			
	社会福祉施設		3 (1)	3 (1)	1	2	3	2 (1)	6 (3)	5 (3)	16 (9)	3 (2)	8 (6)		
	保健衛生業				1	1	3 (1)	3 (2)	1	5 (2)	4 (3)	5 (4)			
	その他の保健衛生業				2 (2)	1 (1)		1	2	2 (1)	1 (1)		1 (1)	1 (1)	
その他	接客娯楽業	1		1 (1)	2		2	1	2 (1)		2 (2)		1 (1)	1 (1)	
	飲食店	2	2					1	2 (1)				1 (1)	1	
	その他の接客娯楽業			3 (2)			1 (1)	2 (1)			3 (1)	1 (1)	1		
	ビルメンテナンス業					1			2	4 (3)	1 (1)	4 (3)	9 (6)	6 (3)	
	その他(上記以外の全ての業種)	1	3	1 (1)	2 (1)	4	2 (1)	4 (2)	7 (4)	6 (2)	12 (7)	4 (3)	1 (1)	1	
	合 計	7 (1)	22 (4)	35 (11)	31 (7)	42 (9)	49 (11)	66 (26)	83 (31)	85 (34)	99 (52)	55 (32)	36 (19)	23 (12)	
	633 (249)														

(注) 当年累計は令和8年6月末の速報値です。
○内は死亡者数(内数)です。()内は転倒災害者数(内数)です。
新型コロナウイルス感染症による死傷者を除く。

【参考3】

令和8年 主要業種における事故の型別労働災害発生状況(休業4日以上の死傷者数)

令和8年1月～6月

岩手労働局

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温の物との接触	有害物等との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故(道路)	交通事故(その他)	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	計
製造業	13	39	5	5	2	3	27	9			9	1					2		16	2	1	134
建設業	14	16	4	9	2	4	6	5			1						7		2	1		71
道路貨物運送業	20	14	5	4		1	6										2		4			56
林業	2	2	1	5	3	6		3												1		23
小売業	5	52			1	3	1	4									2		5			73
社会福祉施設	6	26	2	2		1		1			1								12	1		52
全産業	90	249	31	35	10	26	53	30			15	3	1				24		56	9	1	633
	14.2%	39.3%	4.9%	5.5%	1.6%	4.1%	8.4%	4.7%	0.0%	0.0%	2.4%	0.5%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	8.8%	1.4%	0.2%	100.0%

令和7年1月～6月

製造業	13	37	10	4	1	4	38	7			2				1				8			127
建設業	21	19	2	9	3	7	8	8			1						3		1			82
道路貨物運送業	25	14	3	1	1	4	6	1									8		10			73
林業	4	2		3		6	3	2											2			22
小売業	8	43	3	1		3	5	2									7		4			76
社会福祉施設	4	19	1				1	1									2		23	5		56
全産業	102	214	33	19	8	30	71	33			6			1			34		64	8		623
	16.4%	34.3%	5.3%	3.0%	1.3%	4.8%	11.4%	5.3%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	5.5%	0.0%	10.3%	1.3%	0.0%	100.0%

<差分>

製造業	0	2	-5	1	1	-1	-11	2			7	1			-1		0		8	2	1	7
建設業	-7	-3	2	0	-1	-3	-2	-3			0						4		1	1		-11
道路貨物運送業	-5	0	2	3	-1	-3	0	-1									-6		-6			-17
林業	-2	0	1	2	3	0	-3	1											-2	1		1
小売業	-3	9	-3	-1	1	0	-4	2									-5		1			-3
社会福祉施設	2	7	1	2		1	-1	0			1						-2		-11	-4		-4
全産業	-12	35	-2	16	2	-4	-18	-3			9	3	1		-1		-10		-8	1	1	10

(注) 令和8年は令和8年6月末の速報値、令和7年は令和7年6月末の速報値です。
新型コロナウイルス感染症による死傷者を除く。

令和8年 新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害発生状況（休業4日以上の死傷者数）

令和8年1月～6月

岩手労働局

業 種		岩手局		増減数	増減率	盛岡署	宮古署	釜石署	花巻署	一関署	大船渡署	二戸署
令和8年	令和7年											
製 造 業	食料品											
	水産食料品											
	上記以外の食料品											
	繊維・衣服その他繊維製品											
	木材・木製品、家具・装備品											
	パルプ・紙、印刷・製本											
	化学工業											
	窯業土石											
	鉄鋼業、非鉄金属											
	金属製品											
	一般機械器具											
	電気機械器具											
	輸送用機械製造											
鉱 業	電気・ガス											
	その他の製造											
	小 計											
	土木工事											
	鉄骨・鉄筋家屋											
	建築											
	木造家屋											
	その他の建築工事											
	その他の建設											
	小 計											
	運輸											
	道路貨物運送業											
交 通 業	その他の運輸交通業											
	貨物取扱											
	農業											
	農林業											
	畜産業											
	水産業											
	小売業											
	その他の商業											
	通信業											
	社会福祉施設	22	18	4	22.2%	13			3		5	1
	衛生業	36	11	25	227.3%	7	26				3	
	接客											
	飲食店											
其 他	その他の接客娯楽業											
	ビルメンテナンス業											
	その他(上記以外の全ての業種)											
	合 計	58	29	29	100.0%	20	26		3		8	1
	令和8年は令和8年6月末の速報値、令和7年は令和7年6月末の速報値です。					5	11		8	2		3
	令和8年は令和8年6月末の速報値、令和7年は令和7年6月末の速報値です。					15	15		-5	-2	8	-2
	増減数					300.0%	136.4%		-62.5%			-66.7%
	増減率											

(注) 令和8年は令和8年6月末の速報値、令和7年は令和7年6月末の速報値です。

○内は死傷者数(内数)です。

岩手労働局 第14次労働災害防止計画

計画の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日

8つの重点対策

①

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

②

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

③

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

④

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

⑤

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

⑥

業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

⑦

労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

⑧

化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

各重点対策の具体的取組事項についてはホームページをご覧ください
(https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anei.html#AE1)



国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、重点事項における取組の進捗状況を確認する指標（アウトプット指標）を設定し、アウトカム（達成目標）により効果検証を行う。

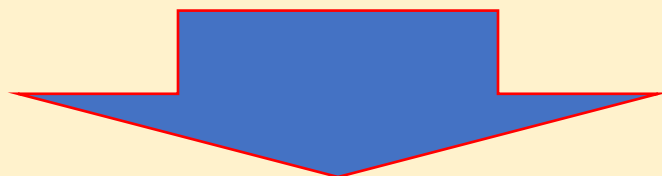
アウトプット指標	アウトカム指標
労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
➤ 転倒災害対策に取り組む事業場の割合を50%以上とする ➤ 卸売・小売業、医療・福祉業の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を80%以上とする ➤ ノーリフトケアを導入している介護事業場の割合を増加させる	➤ 転倒の死傷年千人率の増加に歯止めをかける ➤ 転倒による平均休業見込日数を40日以下とする ➤ 社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を減少させる
高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	
➤ 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする	➤ 60歳代以上の死傷年千人率の増加に歯止めをかける
多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	
➤ 外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を50%以上とする	➤ 外国人労働者の死傷年千人率を全体平均以下とする
業種別の労働災害防止対策の推進	
➤ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場(荷主を含む。)の割合を45%以上とする ➤ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を85%以上とする ➤ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を60%以上とする ➤ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を50%以上とする	➤ 陸上貨物運送事業の死傷者数を5%以上減少させる ➤ 建設業における死亡者数を15%以上減少させる ➤ 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を5%以上減少させる ➤ 林業の死亡者数を15%以上減少させる

労働者の健康確保対策の推進

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業における年次有給休暇の取得率を70%以上とする ➤ 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を15%以上とする ➤ メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする ➤ 労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上とする ➤ 必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を80%以上とする | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下とする ➤ 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を50%未満とする |
|---|---|

化学物質等による健康障害防止対策の推進

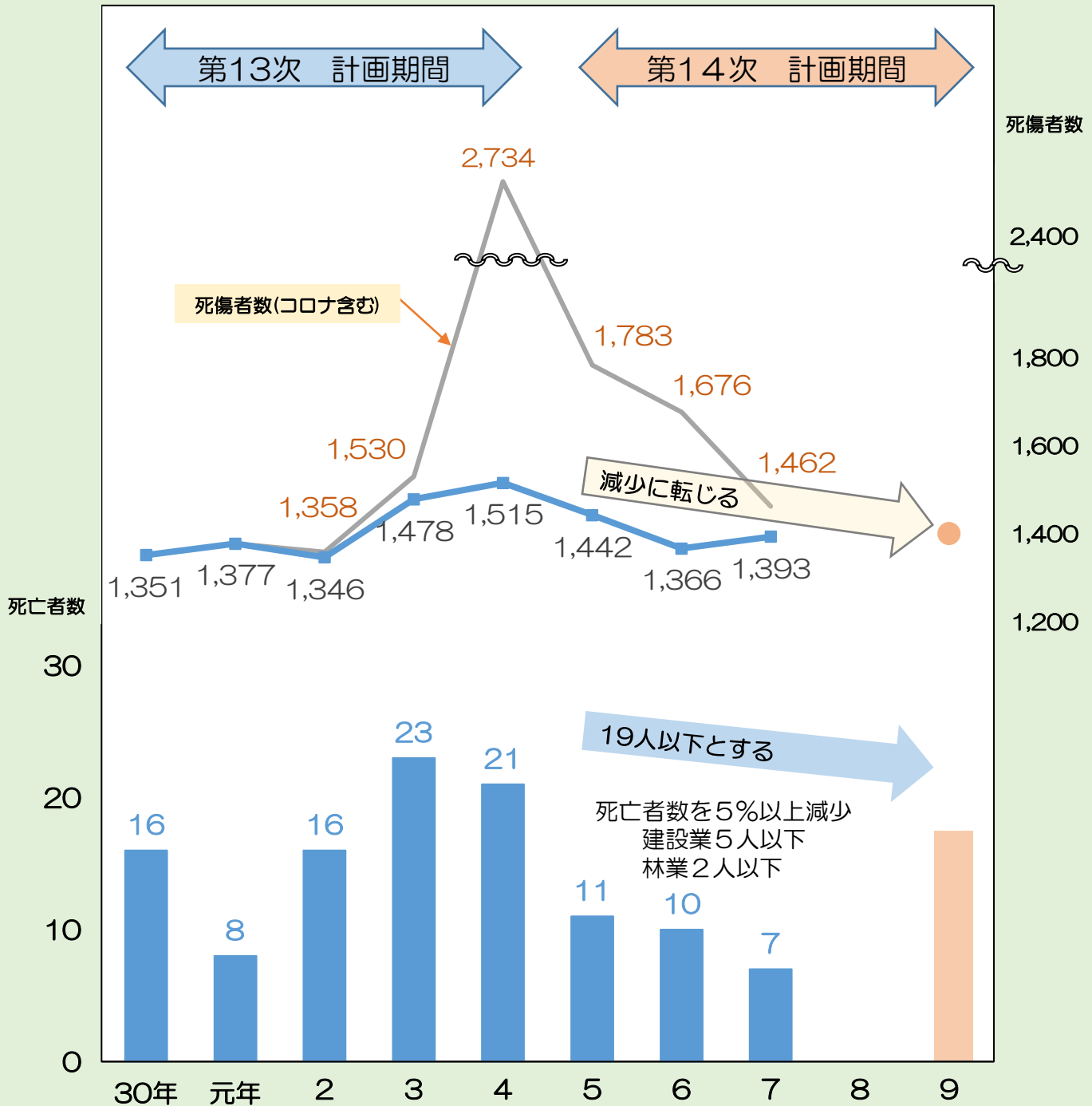
- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象以外の、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を80%以上とする ➤ 労働安全衛生法に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象以外の、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を80%以上とする ➤ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を増加させる | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次防の期間と比較して、5年間で5%以上減少させる ➤ 増加が危惧される熱中症による死傷者数の増加率を第13次防の期間と比較して減少させる |
|--|--|



- ・死亡災害については、5%以上減少する
- ・死傷災害については、増加傾向に歯止めをかけ、減少に転ずる

第14次労働災害防止計画

第14次労働災害防止計画(死亡・死傷災害の期待値)





中小企業事業者の皆さまへ

令和8年度（2026年度）版

「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。
- 申請の前に、本リーフレットのほか、必ずホームページに掲載したQ&Aもご確認ください。 →



補助金申請受付期間 令和8年5月20日(水)～10月31日(土)

ただし、専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日(月)

【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります。

次のいずれも満たす中小企業事業者が対象です(中小企業事業者の範囲は5ページの【参考】を参照)。

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の**高齢労働者(60歳以上)**が常時1名以上就労していること

I 専門家総合対策コース(職場環境改善・運動指導等)

以下の第1段階と第2段階に分かれた申請となります。

第1段階

A.労働安全衛生に係る専門家によるリスクアセスメントの実施

【補助対象】

労働安全衛生に係る外部専門家による、高齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費
補助率：4/5
上限額：100万円

(消費税を除く)(BまたはCとの合計額)

※外部専門家の代わりに、自社の安全衛生担当者によるリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえて、右記の第2段階の申請から行うことも可能です(その場合は第1段階の申請は不要です)。

第1段階の申請期間は、令和8年8月31日までとなっております。
ご注意ください。



第2段階

B.リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策(熱中症対策は除く)

【補助対象】

リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費(対象の高齢労働者(役員、派遣労働者を除く)が補助対象に係る業務に就いていること。)
補助率：1/2
上限額：100万円

(消費税を除く)(Aとの合計額)

第2段階

C.リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防のための運動指導等の取組

【補助対象】

リスクアセスメント結果を踏まえた労働者の身体機能低下による転倒や腰痛を防止するため、専門家等による身体機能のチェック及び運動指導等に要する経費(役員、派遣労働者を除く労働者に対する取組に要する経費に限ります。)
補助率：1/2
上限額：100万円

(消費税を除く)(Aとの合計額)

II 熱中症対策コース

【補助率：1/2 上限額100万円(消費税を除く)】

【補助対象】

暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置・設備の導入に要する経費

III コラボヘルスコース

【補助率：3/4 上限額30万円(消費税を除く)】

【補助対象】

コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組(保険者への健康診断結果のデータ提供を含む)に要する経費



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

- 60歳以上の高齢労働者が安全に働くことができる環境の整備のため、労働安全衛生に係る専門家（※）による、高齢労働者の特性を考慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費と、その結果を踏まえ実施する優先順位の高いリスクの低減措置（機器等の導入や工事の施工等）、専門家による身体機能のチェック及び運動指導等に要する経費を補助します。

第1段階（労働安全衛生の専門家によりリスクアセスメントを実施する場合）

※ 労働安全衛生の専門家とは・・・労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、労働災害防止団体系（昭和39年法律第118号）第12条に規定する安全管理士又は衛生管理士

A. 労働安全衛生に係る専門家によるリスクアセスメントの実施

労働安全衛生に係る専門家による、高齢労働者の特性を考慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費を補助します。

事業主

- ・高齢労働者の具体的な労働災害防止対策が分からない。
- ・リスクアセスメントの正しい実施方法が分からない。

・高齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえた優先順位の高い労働災害防止対策を提案します。

専門家

リスクアセスメントの様式はHPに掲載しております。

HPの参考資料をご参照ください→



外部専門家の代わりに、自社の安全衛生担当者等（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者。常時使用する労働者数が10名未満の場合、事業主も可）によるリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえ、以下の第2段階の申請を行うことも可能です。この場合、第1段階の申請はせず第2段階から申請してください。

第2段階（職場環境改善の取組）

B. リスクアセスメントの結果を踏まえた高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費

- 具体的には、次のような労働災害防止対策の取組が対象となります●

（ア） 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策（作業場所の床や通路の段差解消）
- ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策（水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入）
- ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装置の導入
- ◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
- ◆ 階段への手すりの設置
- ◆ 高所作業台の導入（自走式は含まず。床面から2m未満の物）

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

検索

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)



（イ） 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策（動作の反動・無理な動作対策）

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフトの導入（乗用タイプは含まず）
- ◆ 重筋作業を補助するアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）の修得のための教育の実施



（ウ） その他の高齢労働者の労働災害防止対策

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

- ★ 対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いていることが条件です。
- ★ 個人が着用する機器や装備（例えばアシストスーツ等）の導入については、対策に関わる高齢労働者の人数分に限り補助します。
- ★ 機器を複数の作業場所で利用する場合でも、補助は機器を使用する高齢労働者の人数分が上限となります。